

御殿場市「富士山のように大きな心を持った人づくり」大綱

～ 誰一人取り残すことのない学びの実現に向けて ～

第四次御殿場市総合計画が目指す御殿場の将来都市像

緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場



第四次御殿場市総合計画では、誰もが生きがいと誇りを持って暮らすことのできるまちづくりを進め、本市の魅力に引かれ人々が集うまちを、将来都市像として描いています。人生 100 年時代といわれるようになり、人々は多くのヒトやモノやコトに出会い、そのそれぞれと様々な関わりを持ちながら長い人生を送ります。より良い人生を送るためには、ヒトやモノやコトとの関わりと、その中で生まれる「学び」の充実が大切な要素となります。

御殿場市教育委員会の大きな役割は、幼児期、学齢期、成人期のそれぞれの年代での「学び」を一つの線としてつなぎ、市民一人一人が生きがいと誇りを持った生活を実現できるようにすることです。このように市民の生涯学習を支えるという視点に立ち、本大綱を定めます。

令和 3 年 3 月

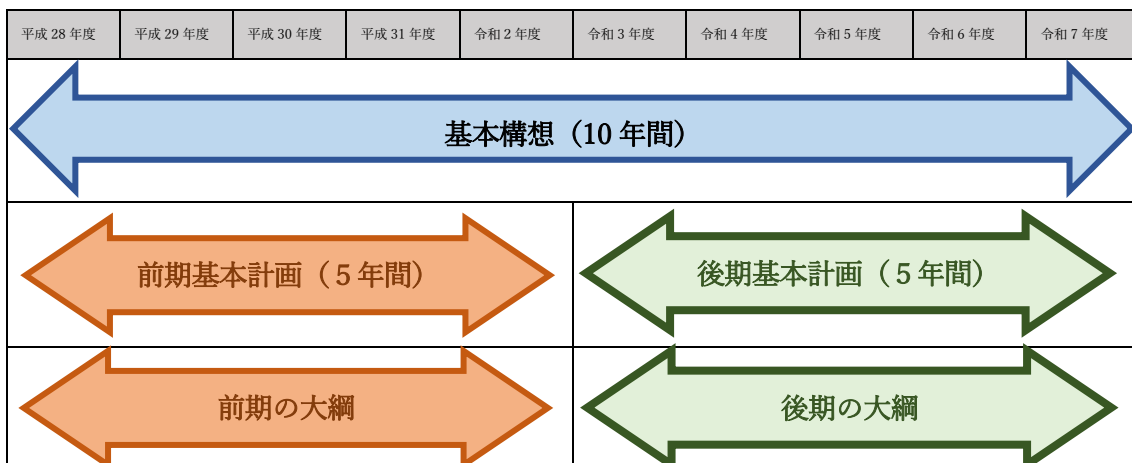
1 大綱の位置づけ等

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成27年4月1日に施行され、改正法第1条の3の規定に基づき、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、該当地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものと定義されています。本市の教育行政の目標や施策の基本方針を、市民の皆様に分かりやすく伝えるために本大綱を策定しました。

本市の最上位計画である「第四次御殿場市総合計画」（以下「市総合計画」という。）は基本構想、基本計画、実施計画から構成されており、計画期間は平成28年度から令和7年度までの10年間です。市総合計画は実効性を高めるために「前期基本計画」と「後期基本計画」とそれぞれ5年間に分けられています。本大綱は「後期基本計画」を受けて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を示しています。

2 大綱の期間

本大綱の期間は、市総合計画「後期基本計画」の計画期間である令和7年度までの5年間とします。令和8年度以降は、新たな市総合計画の内容を反映して、新たに大綱及び市教育振興基本計画を策定します。



3 基本理念

まちづくり、地域づくりの礎は「人」であり、「人づくり」がまちづくり、地域づくりそのものです。「人づくり」の大きな柱は、もちろん教育の充実です。社会力や人間力を核とした心の教育の推進等が、本市の教育文化面の政策方針である「富士山のように大きな心を持った人づくり」の実現に繋がっていきます。

子供たちは地域の宝です。子供たちの元気と人と人とのつながりが、まちや市民を元気にし、未来につながる新たな可能性を生み出します。子供を含むすべての市民が、たくさんの愛情を互いに受けながら健やかに生活できる夢と希望にあふれたまちとなることを期待しています。

SDGs の理念のもと、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力として、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことができる教育の基盤づくりに取り組みます。

I 人生の礎となる幼児期、学齢期の教育の充実を目指します。

変化の激しい時代となり、今までになかった課題が次々と生まれています。このような時代の中で、人々が長い人生を生きていくためには、知識だけではなく思考力やコミュニケーション能力など様々な力が必要とされます。そのため、学びの基礎となる幼児教育や学校教育への期待も今まで以上に大きくなっています。生きる力を育むために幼児期、学齢期の教育の充実を目指します。

II 市民のだれもがあらゆる機会、あらゆる場所で学び続ける環境づくりを目指します。

社会人になれば、学びが終わるわけではありません。生涯学習という言葉の通り、人は常に学び続けていきます。学びのニーズは多種多様ですが、だれでも、いつでも、どこでも学びが実現できるようにすることが、人々の暮らしの充実に繋がります。学びのニーズを的確にキャッチし、充実した学びの環境をつくり、その学びの成果を適切に生かすことのできる社会づくりを目指します。

III 社会総がかりで子供を育て、市民が共に成長できるまちづくりを目指します。

子どもの健全な成長は、家庭・地域・学校が連携・協力することによって実現できます。「御殿場市子ども条例」で示したように、社会総がかりで子供を育てていくことが大切であり必要です。今を生き、未来を担う子供の育成のために、市民一人一人が、「当事者意識」をもって主体的に関わることで、市民自身の自己実現が図られ、より充実した生活に繋がることを目指します。

4 6つの政策

I 人を育む環境の充実

- 「豊かな感性、確かな知性、健やかな心身」を育む魅力ある教育の推進とその環境整備に努める。
- 家庭、地域、学校などが一体となって、市民総がかりで子供の教育と青少年の健全育成を行う。

II 生涯学習と地域活動の推進

- 様々な学習機会の提供と情報発信に努め、市民の生涯学習を推進する。
- 積極的に学び合い、人を育む地域づくり活動を推進する。
- 地域の人々の助け合い意識や、地域課題を解決する力を高め、地域コミュニティのつながりを強化する。

III 芸術・文化活動の振興

- 市民一人一人が担い手となり、暮らしを彩る芸術・文化を振興する。

IV スポーツの振興

- スポーツに取り組む市民の目的やレベルに応じたスポーツ振興を図る。
- スポーツ・レクリエーション活動を通じて、家族や友人、地域などとの交流を深めることのできる環境整備に努める。

V 歴史と文化の継承

- 本市の歴史と文化について、多くの市民がより深く理解し、地域全体で文化が継承されるよう努める。
- 地域の歴史や文化の研究・検証を継続し、保全・管理や新たな活用方法を模索する。

VI 多文化共生と国際交流の推進

- 市民と在住外国人が相互の理解のもと、安心して快適に暮らすことができる環境の整備に努める。
- 外国人訪問客などとの交流活動や国際交流協会などとの民間交流事業等への支援を通して、国際化の推進を図る。
- 国際姉妹都市や諸外国との交流を推進する。